⑸　契約変更の取り扱い
　受注者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については発注者が確認するが請負代金額の変更は行わない。
　ただし、不可抗力（地震、風水害等）によって、地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
　また、現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
⑹　契約締結後のＶＥ提案
　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑺　配置予定技術者の確認
　落札決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。
⑻　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　契約書作成の要否　要。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑿　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⒀　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒃　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Koji Tanimoto Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Inari Steel overpass in Kinki Expressway Kisei-Route
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M 10 October 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 17 December 2012 (tenders-brought along 12 : 00 P.M. (noon) 17 December 2012 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 17 December 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Satoru Furuhara the first subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第２号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　近畿自動車道紀勢線右会津トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　（自）和歌山県田辺市稲成町地先（至）和歌山県田辺市秋津町地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝835m　道路トンネル（ＮＡＴＭ）（２車線）（代表内空断面積63.99㎡）Ｌ＝570m、坑門工２箇所、土工（盛土）9,660㎥、大型ブロック積み擁壁441㎡、農道復旧工　Ｌ＝205m
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年６月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート7,180㎥、鋼材424ｔ（支保工込み）
⑺から⑾までは、第１号１⑺から⑾までに同じ。
２　競争参加資格
⑴は、第１号２⑴に同じ。
⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷は、第１号２⑶に同じ。
⑸　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）でトンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が55㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて施工延長が400m以上（覆工まで完了）の工事。なお、同一トンネルであれば、２契約以上の工事でも可。
　なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋑　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）の工事。
　同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
⒜は、第１号２⑸⒜に同じ。
⒝　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋐の要件を満たす同種工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⒞及び⒟は、第１号２⑸⒞及び⒟に同じ。
　なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⒜から⒟までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。
　また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑺から⑿までは、第１号２⑹から⑾までに同じ。